

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆2013年2月7日☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆!!九段会計通信!!☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆http://www.kudan-tax.jp/☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

◇九段会計通信 Vol. 45のコンテンツ◇

- こんなときどうなる?身近な税務トピック
- 今年からの源泉について
- 【シリコンバレー・IT企業視察】のご案内!
- 温故知新なく九段的ヒトコト>
- 中期経営計画セミナー開催中です!
- 編集後記

こんにちは!代表の高木です。

今年の成人式は大雪!!
新成人も大変な思いをしたのではないのでしょうか。
顧問先の社長様も日々大変な思いをされていると思います。
雪をも溶かす情熱で頑張ってください!

それでは今月のメルマガをお送り致しますので、
よろしくお願い致します!

代表・税理士 高木 功治



≧■こんなときどうなる?身近な税務トピック

~今年からの源泉ついて~

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得のうち、
所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、
所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、
徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています。

したがって、平成25年1月1日以後に生じる所得に関して、
今まで徴収していた所得税の他、
復興特別所得税を併せて徴収しなければなりません。
この点については、以前にもお伝えしていますが、
いよいよ実際の業務で頻繁に登場することから改めて確認したいと思います。

給与に関しては、平成25年より源泉計算の基となる
源泉徴収税額表が変更されておりますので、
平成25年分の源泉徴収税額表を用いて計算しましょう。

報酬や料金に関して復興特別所得税を併せて徴収する場合には、
弁護士、社会保険労務士に対する報酬は、
100万円以下であれば支払金額の10.21%を徴収します。
司法書士などに対しては、
支払金額から1万円を控除した金額に対して10.21%を徴収します。

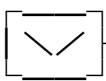
いずれも0.21%が復興特別所得税部分です。

また、配当の源泉徴収は、上場株式等の配当等であれば、7.147%（+住民税3%）です。上場株式等以外であれば、20.42%（住民税なし）です。

以前と比べると、端数が生じることもあり、やや計算が煩雑になっております。計算される際には、今一度注意を払った方が良いでしょう。

ご質問等不明な点がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



≡ ■ 【シリコンバレー・IT企業視察】のご案内！

弊事務所関与先であるテンファイブ株式会社様の米国法人が主催されるビジネスツアーです。

以下テンファイブ株式会社様からのご案内です。

■最先端米国企業視察ツアー第三弾！

世界各国から優秀な人材が集まり、最新のITトレンドが渦巻くアメリカ西海岸（サンフランシスコ）を視察します。Googleをはじめとした大手企業から最新技術を駆使したベンチャー企業など、数か所を訪問予定です。

旅程 2013年6月17日（月）～22日（土）
※4泊6日 費用 約30万円（予定）
締切 定員に達し次第締め切りますのでお早めに！

お問い合わせは
TEL：0120-86-9710
MAIL：mitsuyoshi@10-5.jp
WEB：http://10-5usa.com/tour2013/
担当・テンファイブ中村まで！
ご予約先着順となりますので
ご希望の方は2月28日までにご連絡頂けると幸いです。

私も昨年春のこのツアーに参加し、行ってみたいとわからないパワー感やスピード感を感じました。当然すぐに海外進出する、という意味決定は難しいと思いますが、海外でやるかやらないかは別として、とにかく日本を出て、世界のスピード感などを体験することを強くお勧めします！

（弊所代表・高木）



≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト>

「_____」

恐怖は常に、無知から生まれる。

-ラルフ・ワルド・エマーソン- (思想家・詩人)

短いですが、非常に心に響く言葉です。

経験が乏しいこと、先がわからないことに恐怖を感じてしまうのは、あれこれと想像してしまうからかもしれません。

知識の幅を広げるのはもちろんですが、あまり悪い想像をしないように心がけることも大切なかもしれないですね！

メールマガジン編集担当 本田 裕介



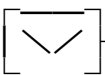
≡ ■ 中期経営計画セミナー開催中です！

只今、九段会計事務所では
中期(5ヵ年)経営計画立案セミナーを開催中です！
九段会計事務所の所員小林が社長様に
丸一日密着し、御社の中期経営計画書の策定をお手伝いします！

●経営計画を立てる事により、
企業の進むべき道筋が明確になり、
社員の方々全員とビジョンを共有でき、
全社員一丸となって目標に向かって進む事が出来ます！

「今まで中々、経営計画までは手が回ってないな・・・」
「経営計画を立てようとは思っているけど・・・」
とお考えになられている経営者様は各担当者もしくは
担当小林まで是非ご連絡をいただければと思います！

経営計画担当 小林 明史



≡ ■ 編集後記

『断捨離』という言葉が頻りに耳にするようになりました。

頭ではわかっていますが、なかなかできないのが現状ではないでしょうか。

私もなかなかできずにいるのですが、先日、冬のバーゲンということもあり洋服を買ったのを機に、断捨離しました。

今気を付けていることは、買ったならその分減らすこと。
今まで、ついつい「痩せたら着よう」とか、
「高かったから捨てるのはもったいない」と思い、
筆筒の肥やしにしていたものが結構ありました。

しかし、結局ここ何年も痩せていません(笑)
ということは、この先、痩せるのを期待するのは意味がないですし、
痩せた頃にはデザインが合っていなかったりするので、
よっぽど高かったものはリサイクルショップに売りに行ってみたり、
売れないものは勇気を持って捨てました。

そうすると、筆筒のみならず気持ちもすっきり。
これからは、洋服のみならず書類や保存食など
全てにおいて断捨離をしていこうと思います。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！
フォローミー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！
現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、
是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も
対象に送りしております。
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。
info@kudan-tax.jp

★★★★★九段会計事務所★★★★★
★★★★★密・着・革・命！★★★★★

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-3-1

滝ビル3F

TEL 03-3222-5271

FAX 03-3222-5270

URL <http://www.kudan-tax.jp/>

mail info@kudan-tax.jp